

第1章 福岡地区水道企業団

福岡都市圏は、地理的に、都市化の進展や生活レベルの向上に伴う水需要を満たす河川に恵まれていません。その水源対策として、九州一の大河川である筑後川からの取水に望みを託すことになり、昭和48(1973)年6月に福岡地区水道企業団が設立されました。

昭和58年11月、水資源開発公団（現：独立行政法人水資源機構）の「福岡導水事業」により筑後川からの導水が実現し、当企業団の水道用水供給事業を開始しました。

その後、多々良川水系の鳴淵ダム、福岡都市圏の自助努力として海水淡水化施設、筑後川水系の大山ダム、最後の水源開発である那珂川水系の五ヶ山ダムが完成し、福岡都市圏の6市6町1企業団1事務組合に一日最大約26万8千m³の水道用水を供給しています。

第1節 福岡都市圏の概要

第2節 企業団の設立

第3節 企業団の概要

第4節 組織・議会

第1節 福岡都市圏の概要

1 位置及び地勢

福岡都市圏は、九州の北部、福岡県の北西部に位置し、北は玄界灘に面し、海を隔て遠く朝鮮半島、中国大陸へと続いています。

博多湾沿岸の福岡平野部を中心として、東に宗像、西に糸島の平野、南は脊振、三郡山地によって囲まれ、ほぼ半月形をしています。

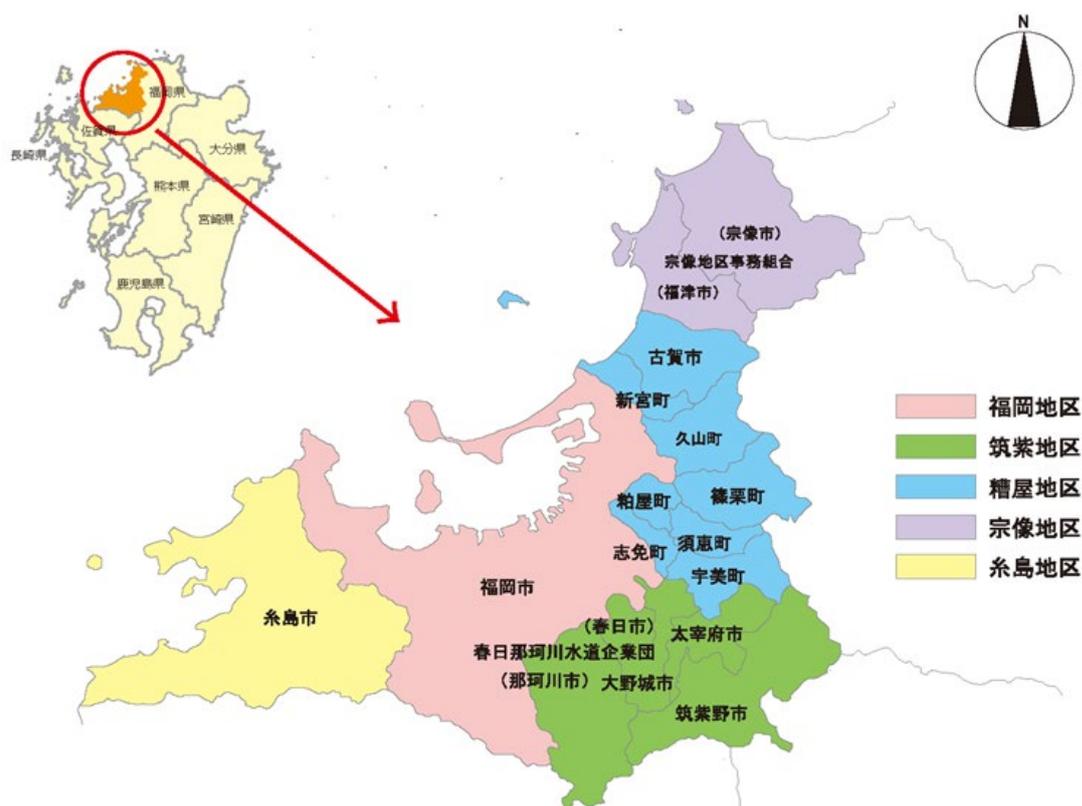
地形は、東西に低山地を擁し、山地面積は少なく、山々はなだらかで脊振山（1,055 m）以外は1,000m未満の山がっらなっています。

河川は、筑紫野市を上流端とする筑後川水系の宝満川及び山口川がありますが、博多湾及び玄界灘に注ぐ多々良川をはじめとする数多くの河川は二級河川で、いずれも流域面積、流量ともに小さな河川です。

福岡都市圏の人口（国勢調査）面積（国土地理院）

	昭和45(1970)年	令和2(2020)年	面積(k㎡)
福岡地区	862,921	1,612,392	343.47
筑紫地区	151,693	439,695	233.32
糟屋地区	138,302	244,666	206.71
宗像地区	71,332	164,128	172.70
糸島地区	56,204	98,877	215.69
計	1,280,452	2,559,758	1171.89

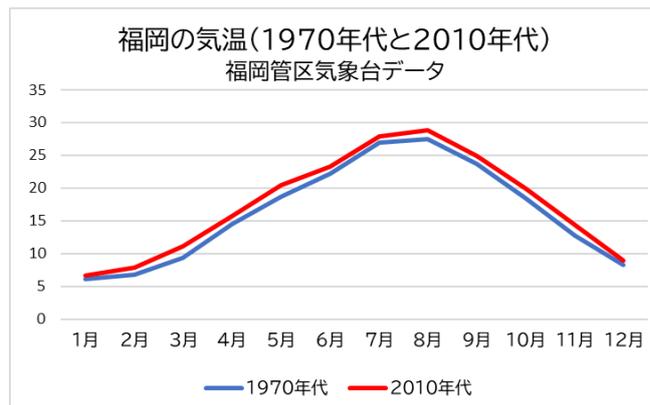
福岡都市圏の市町（構成団体）



2 気 象

福岡都市圏は、日本海型気象区に属し、比較的温暖な気候ですが、グラフにもありますように過去のデータと比較すると温暖化の影響を受けています。

冬期は季節風の影響を受け曇天の日もありますが、おおむね穏やかで積雪はほとんどなく、住み易い気候です。



【福岡の平均気温】

平均気温(℃)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1970年代 S45~S54	6.07	6.81	9.30	14.46	18.62	22.16	26.90	27.43	23.63	18.43	12.73	8.33
1980年代 S55~H元	6.01	6.30	9.65	14.83	19.00	22.56	26.61	27.41	23.64	18.51	13.25	8.23
1990年代 H2~H11	6.89	7.69	10.48	14.98	19.48	22.96	27.09	27.98	24.41	19.04	14.06	9.24
2000年代 H12~H21	6.86	7.92	10.80	15.63	19.76	23.50	27.51	28.27	24.87	19.81	14.10	9.03
2010年代 H22~H31	6.63	7.81	11.11	15.70	20.43	23.32	27.95	28.86	24.87	19.89	14.38	8.93

【気象庁データ 福岡管区気象台】

地点：北緯 33 度 34.9 分
東経 130 度 22.5 分
標高 2.5m

3 水事情

福岡都市圏は、経済の高度成長期に入った昭和 30 年代後半（1960 年代）から、人口の増加や都市化の進展、生活レベルの向上等に伴い、水需要が年々著しく増加しました。しかし、地理的要因から近郊にこれらの需要を満たす河川に恵まれないことから、渇水が頻発し、深刻な社会問題となっていました。

特に昭和 53（1978）年の福岡大渇水では、福岡都市圏の中心都市福岡市において、287 日間の給水制限、延べ 4,054 時間の断水

が、平成 6（1994）年の西日本大渇水では、295 日間の給水制限、延べ 2,452 時間の断水（いずれも福岡市）が発生するなど生活に重大な影響が生じました。

このような状況のなか、福岡都市圏の自治体においては、水需要を抑制するため、宅地開発の抑制、累進料金制の導入、節水コマの設置、節水機器の普及促進など様々な工夫が行われてきました。

第2節 企業団の設立

1 設立準備

福岡都市圏を含む北部九州の増大する水需要に対処するには、筑後川水系の総合的な水資源開発及び河川水の利用がなくては解決できないことから、昭和39(1964)年10月、筑後川が水資源開発促進法に基づき開発水系に指定されました。昭和41年2月には、「筑後川水系における水資源開発基本計画」が閣議決定され、両筑平野用水事業として江川ダムの建設が開始されました。さらに、昭和45年12月には、基本計画の一部変更により寺内ダムの建設が追加され、これにより江川ダムと寺内ダムの二つのダムを総合利用することで都市用水3.65 m³/sが、筑後川において新たに開発されました。

当時、福岡都市圏の水需要は、経済の高度成長期に入った昭和30年代後半(1960年代)から人口の集中、生活の向上、産業・文化の発展等に伴って年々増加を続けていましたが、地理的条件から近郊にこれらの需要を満たすことができる地下水や河川等の水源に恵まれていませんでした。したがって福岡都市圏における抜本的水源対策としては、筑後川等からの導水に頼らざるを得ない状況でした。これらの条件を踏まえ、昭和46年6月、福岡地区市町村連絡会議(現：福岡都市圏広域行政推進協議会)の中に福岡地区4市18町の水道担当責任者による、福岡地区広域水道推進連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を結成して、筑後川取水の実現について検討しました。

連絡協議会における検討の結果、事業範囲を用水供給事業とし、県において対応した方が適当であるとの結論から、福岡地区市町村連絡会議は、福岡県に対し、昭和46年12月、福岡地区の広域水道事業を県営で行うよ

う要望書を提出、翌昭和47年2月には、地区代表市町長が県営用水供給事業の実施について陳情を行いました。県は「水道は、本来市町村の固有事務であり、水配分や水源の確保については県も援助するので企業団でやってはどうか。」と不採択となりました。

当時、既に、山神水道企業団(昭和46年4月1日)、久留米広域上水道企業団(現：福岡県南広域水道企業団(昭和46年10月30日))が設立されており、県営用水供給事業の実現は困難であるとの判断から構成市町による企業団方式を進めることになりましたが、圏内各市町間で水需要に緊急度の差があり、水価の問題、先行投資に対する負担等が障害となって、設立についての意見が集約されませんでした。

2 福岡地区水道企業団の設立

その後、筑後川総合開発事業の進捗状況から、受入体制を早急に整備する必要に迫られ、昭和48年2月、福岡地区4市18町の市町長会議において

- (1) 水道水の広域的有効利用と諸問題の共同処理
- (2) 施設における重複投資の回避
- (3) 施設の配置及び管理運営の効率化
- (4) 国庫補助の導入
- (5) 筑後川開発の受入体制の整備

の5項目の理由により、筑後川等を水源とする用水供給事業を共同処理するための一部事務組合として企業団を設立し、当面筑後川からの取水を受け入れる体制を整えるべきであるとの結論に達し、企業団の設立が方向づけられました。当時、糸島郡の前原、志摩、

二丈の3町及び宗像郡の福間、玄海、宗像、津屋崎の4町は、当面の水需要との関係で第1次の水配分からは除外されていましたが、将来の水需要を考慮して企業団には当初から参加することになりました。

同年3月、福岡都市圏4市18町の長による福岡地区水道企業団設立準備委員会が結成され、事務局を設置して、企業団設立許可申請書の作成作業等の具体的な設立準備に入り、規約案、企業団経営の基本となる条例案、市町別水配分案、事業計画案等について検討が進められました。

同年5月には、福岡県より江川・寺内ダム及び合所ダムの水配分163,100 m³/日を受け、同時に各構成団体別の水配分が内定し、企業団の設立について福岡都市圏内22市町の議会の議決を経て、地方自治法第284条第1項の規定に基づき、同年5月31日付で福岡県知事に設立許可申請書を提出しました。

昭和48年6月1日福岡都市圏の4市18町（現：6市7町1企業団1事務組合）を構成団体とする「福岡地区水道企業団」が設立され、用水供給事業を行うことになりました。

なお、福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例については、昭和48年6月の初議会で議決されました。

同年7月には、創設事業の厚生大臣認可を得て事業に着手し、同年度中に牛頸浄水場の用地買収を終了し、昭和49年度から浄水・送水各施設の建設を開始しました。

第3節 企業団の概要

1 概要

企業団設立後、直ちに浄水・送水施設の建設に着手し、昭和58（1983）年11月、水資源開発公団（現：独立行政法人水資源機構）の「福岡導水事業」により筑後川からの導水が実現し、企業団の水道用水供給事業を開始しました。

その後、平成14（2002）年7月には多々良川水系の鳴淵ダム分を供給開始、また、流域外の筑後川水系に多くを依存する福岡都市圏の自助努力の一つとして、平成11年度から海水淡水化事業に着手、平成17年6月に供給開始、平成25年4月に筑後川水系の大山ダムが完成し、供給開始、令和3（2021）年1月の那珂川水系の五ヶ山ダムの完成により企業団の水源開発は完了しました。

これらの水源開発により、福岡都市圏の6市6町1企業団1事務組合に一日最大約26万8千m³の水道用水を供給しています。

また、水源地域との交流・連携を深めるとともに、関係機関との連携・協力により、有限で貴重な水資源の有効利用、水源の水質保全、水道用水の安定供給に努めています。

2 構成団体

構成団体 15団体
（6市7町1企業団1事務組合）

・福岡地区

福岡市

・筑紫地区

大野城市、筑紫野市、太宰府市、春日那珂川水道企業団（春日市、那珂川市）

・糟屋地区

古賀市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、久山町（未供給団体）、新宮町

・宗像地区

宗像地区事務組合（宗像市、福津市）

・糸島地区

糸島市

3 構成団体、供給団体の変遷

○供給団体 ●未供給団体

市町名	S48.6月	S50.3月	S53.1月	S56.9月	S58.11月
	設立時	早良合併	春那珂企	1拡認可時	供給開始
福岡市	○	○	○	○	○
大野城市	○	○	○	○	○
筑紫野市	○	○	○	○	○
太宰府町	○	○	○	○	S57.4.1太宰府市
春日市	○	○	○ S52.10.1 春日那珂川水道企業団設立		○
那珂川町	○	○			
早良町	○	※S50.3.1 福岡市と合併			
古賀町	○	○	○	○	○
宇美町	○	○	○	○	○
志免町	○	○	○	○	○
須恵町	○	○	○	○	○
粕屋町	○	○	○	○	○
篠栗町	○	○	○	○	○
久山町	○	○	○	●	●
新宮町	○	○	○	○	○
宗像町	●	●	●	S56.4.1宗像市	
玄海町	●	●	●	●	●
福岡町	●	●	●	●	●
津屋崎町	●	●	●	●	●
前原町	●	●	●	○	○
志摩町	●	●	●	○	○
二丈町	●	●	●	○	○
市町(計)	4市18町(22)	4市17町(21)	同左	5市16町(21)	6市15町(21)
構成団体	4市18町	4市17町	3市16町1企	4市15町1企	5市14町1企
供給団体	4市11町	4市10町	3市 9町1企	3市11町1企	4市10町1企

○供給団体 ●未供給団体

市町名	H11.3月	H15.4月	H17.1月	H22.1月	H22.4~
	4拡認可時	玄海合併	福津市	糸島市	宗像地区
福岡市	○	○	○	○	○
大野城市	○	○	○	○	○
筑紫野市	○	○	○	○	○
太宰府市		○	○	○	○
春日市	○	○	○	○	○※
那珂川町					
早良町	※S50.3.1 福岡市と合併				
古賀町	H9.10.1古賀市	○	○	○	○
宇美町	○	○	○	○	○
志免町	○	○	○	○	○
須恵町	○	○	○	○	○
粕屋町	○	○	○	○	○
篠栗町	○	○	○	○	○
久山町	●	●	●	●	●
新宮町	○	○	○	○	○
宗像市	○	○	○	○	○ H22.4.1 宗像地区事務 組合設立
玄海町	○	※H15.4.1 宗像市と合併			
福間町	○	○	○ H17.1.24 2町合併（福津市）		
津屋崎町	○	○			
前原町	H4.10.1前原市	○	○	○ H22.1.1 1市2町合併糸島市	
志摩町	○	○	○		
二丈町	○	○	○		
市町(計)	8市13町(21)	8市12町(20)	9市10町(19)	9市8町(17)	同左
構成団体	7市12町1企	7市11町1企	8市9町1企	8市7町1企	6市7町1企1組
供給団体	7市11町1企	7市10町1企	8市8町1企	8市6町1企	6市6町1企1組

※那珂川市 令和元年10月1日に市制

第4節 組織・議会

1 しくみ

地方自治法上の特別地方公共団体である一部事務組合として、議会と執行機関を設置しています。また、企業団事務の適切な運営を図るため、構成団体の長を構成員とした運営協議会やそれを補佐する幹事会を設置しています。

2 議会

企業団議会の組織及び選挙方法については、地方自治法の規定に基づいて福岡地区水道企業団規約で定めており、議員の定数は、15人。

議員の選挙方法は、構成団体を5選挙地区に区割りし、選挙地区毎に定める数の議員を、構成団体の議会議員の中から、当該選挙地区を構成する構成団体の長が共同して推薦します。任期は、構成団体の議会の議員としての任期としています。

なお、議会の下に議会事務局を設置しています。

3 選挙地区別企業団議会議員

選挙地区	構成団体	議員数
第1区 福岡市	福岡市	9人
第2区 筑紫地区	大野城市、筑紫野市、太宰府市、春日那珂川水道企業団（春日市、那珂川市）	2人
第3区 糟屋地区	古賀市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、久山町、新宮町	2人
第4区 宗像地区	宗像地区事務組合（宗像市、福津市）	1人
第5区 糸島地区	糸島市	1人

4 会議

定例会は、福岡地区水道企業団議会定例会の回数を定める条例の定めにより年2回開催しています。

また、特別委員会の設置が必要である場合、福岡地区水道企業団議会委員会条例に基づき議会の議決で設置します。

5 用水供給事業促進対策委員会

用水供給事業の促進を図るための対策を協議することを目的として、議会議員全員で構成する用水供給事業促進対策委員会を設置しています。

6 執行機関

執行機関の長として、各構成団体の長から共同任命された企業長を置いています。企業長は企業団を統轄し、これを代表するもので、任期は4年。また、企業長を補佐するため、補助職員を置いており、職員の配置は、福岡市からの派遣職員を充てています。

(1) 企業長

企業団の執行機関の組織及び選任方法については、地方自治法第287条第1項の規定に基づいて規約で定めることになっています。企業団には、地方公営企業法第39条の2第1項に基づいて、企業団を統括し、代表する管理者として企業長が置かれています。

企業長の選任は、地方公営企業法第39条の2第3項に基づく構成団体の長による共同任命によっています。任期は4年（企業団規約第8条）。

(2) 補助職員

企業長の補助職員については、昭和48（1973）年6月、企業団設立と同時に1次長2課5係を置き、職員の配置は、構成団体の要望により、福岡市からの派遣職員（地方自治法第252条の17）をもって充てました。

以後、事業の進捗に伴って機構の整備、職員の配置を行い、今日に至っています。

7 監査委員

監査委員2名を置き、企業団の事務・事業について監査をしています。

8 運営協議会

企業団の運営に関し調査研究を行うため、構成団体の長で構成する運営協議会を設置しています。

9 幹事会

運営協議会の調査研究を補佐する目的で、運営協議会委員が指名する水道関係部署の部課長で構成する幹事会を設置しています。